

# デジタルアーカイブに関する法的課題 —時間と場所の概念との関係について—

石井 美穂

慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構 (DMC) 助教  
青山学院大学ヒューマン・イノベーション研究センター 客員研究員

情報科学・情報技術が進歩するにつれて、人文科学研究の分野においても、デジタル化が進展している。それに伴って新しい法的課題、著作権法における問題が発生してきている。本論文においては、とくにデジタルアーカイブにおける法的問題の所在について説明し、それを踏まえた上で、デジタル時代において最適な新しい法制度のあり方について述べる。

## Legal problems of Digital Archives. -concerning concepts ‘when’ and ‘where’-

Miho Ishii  
Research Institute of Digital Media Contents  
Keio University  
Human innovation research center  
Aoyama gakuin University

Digitalization in Humanities has progressed as computer science and computer engineering progressed. With the progress of there, new legal problems, especially in the fields of copyright law, become important issues. Then in this paper I illustrate what is the essential legal problem of digital archives, and what is the most appropriate law system in digital age.

### 1. まえがき

情報科学・情報技術分野における進歩に伴い、人文科学研究においても、多様な側面においてデジタル化が進んでいる。デジタルアーカイブは、その象徴的な側面を有する具体例の一つとして、それまでのアナログつまり文献主体の研究方法に対する新しい研究方法・対象として挙げることができる。

そのため、本論文では、デジタルアーカイブを例として、従来のアナログな研究手法から、デジタルな研究手法が生じた現在、法律的にどのような問題が発生しているのかについて分析する。

とりわけ、今回のシンポジウムでは、デジタルアーカイブに関して、新たに時空間情報処理という視点から捉え直すこと、つまり、これまでの「誰が」「何を」にとどまらず、「時間」と「場所」という新しい切り口からデジタルアーカイブを捉えなおすことによって、デジタルアーカイブの新しい可能性について探ることを目指している。

法的な観点から捉えた時、デジタルアーカイブそのものが、「時間」と「場所」の概念において、非常に先端的な法的論点を包含している。よって、今回の報告では、デジタルアーカイブと、時間と場所に関する法的論点について検討する。そして、最終的には、その分析の結果を踏まえて、デジタル時代の新しい著作権制度のあり方を検討することを目的とする。

### 2. 問題意識

デジタル化が進展する以前は、人文科学情報は、そのほとんどが紙を中心としたアナログ媒体によって発表・蓄積されていた。しかし、デジタル時代を迎え、それらの情報も、多様なデジタルコンテンツとして創作されるようになると同時に、それまで蓄積されていた人文科学情報つまりアナログコンテンツのデジタル化が進み、それらがアーカイブされ蓄積されることが可能となった。

さらに、インターネットの進展により、デジタルコンテンツは世界に発信されると同時に、アーカイブされたデジタルコンテンツは標準化

されたメタデータの適切な付与によって一瞬にして検索されることが可能となっている。

このような状況において、今後、人文科学情報のさらなる蓄積と利用促進のためには、技術的な側面からの進歩は言うまでもなく、それらの利用促進のための政策・制度が検討される必要が生じて来ている。

というのも、著作権に関する政策や法制度は、デジタル化やインターネットの進展といったこれらの変化に対応していないために、現行の著作権法はある側面においてコンテンツ流通の弊害となっているからである。

日本の現行著作権法制度は、1970年に制定されてから、既に37年が経過している。毎年のように細かい改正はなされてはいるが、制定時には存在していなかったデジタルコンテンツや、インターネットによる物を媒介としない情報の流通など、想定していない著作物の形態とその流通方法に対して、現行著作権法の枠組みでは対応しきれていない。

それに加えて、アーカイブによるコンテンツの蓄積とインターネットの爆発的普及によりコンテンツはボーダレスに流通するようになったが、著作権法制度は属地主義のルールにより、一つのコンテンツが流通する際の一連の流通行為に対しても、送信と受信に関して異なる国の法が適用されるという場合がある。そして、各国で採用する著作権法制度が異なることによって、複雑な問題が生じている。このような法の適用の問題は、現実の国際的なコンテンツの流通実態とも整合していない。

従って、デジタルアーカイブのように、コンテンツの作成、蓄積、利用において、通常物理的な空間が一国に限られないような場合には、現在の著作権法制度のように、行為地の概念によって適用される国の法律が決定され、さらにそれらの法内容に差異があるという現状は、それに関わる全ての当事者にとって大きな弊害となる。

人文科学研究が、これまでの「誰」と「何」を中心とした枠組みから脱却し、新たに「場所」と「時間」という概念を軸にした時空間情報処理という視点を取り入れることにより情報の流通は、更に促進することは自明のことである。しかし、それらのコンテンツの利用に関する法律は、「場所」と「時間」という概念において未だ解決しなければならぬ課題を多く抱え、それらの調和さえ図る事ができないため、コンテンツの流通阻害要因となり続けてしまう。このような問題意識に基づいて、本論文ではデジタルアーカイブが直面する著作権法上の問題について個別に分析する。

### 3. 場所の概念における法的問題

まず第1に、「場所」の概念に対応するものとしては、2つの法的な問題がある。一つは、属地主義と国際的な法制度の違いの問題、二つめには人格権の問題である。後者の人格権については、各国の法制度の違いという側面を有しているけれども、同時に、大陸法と英米法という著作権法の法的性質に関する本質の違いを有している問題であるため、個別に論じる。

#### (1) 属地主義と国際的な法制度の違い

まず、知的財産権に関して、どのような国際的な制度があるのか。知的財産権については、1995年に成立したTRIPs協定(正式名称「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」Agreement on Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights) [1]、そして、1883年に成立したパリ条約(正式名称「工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約」the Paris Convention for the Protection of Industrial Property) [2]、1886年に成立したベルヌ条約(正式名称「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」the Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works) [3]において規定されており、今回問題とする著作権については、ベルヌ条約において主に規定されている。ベルヌ条約で保護できない可能性のある事項、具体的にはコンピューター・プログラムやデータベースの保護、また公衆への送信、技術的保護手段などに関しては、1996年に成立したWIPO著作権法条約(正式名称「著作権に関する世界知的所有権機関条約」World Intellectual Property Organization Copyright Treaty) [4]において規定されている。

これらの協定、条約は、共通して属地主義の原則を採用している。属地主義とは、著作物の保護の範囲と救済方法について、保護が要求される国の法律が適用されるということである(ベルヌ条約第5条(2)第3文) [5]。ベルヌ条約では、属地主義に加えて、自国内で自国民に与えている待遇と同等の待遇を他の加盟国の国民に与えるべきという原則である内国民待遇 [6]を採用しているため、著作物が利用される国の著作権法が適用されると解釈されている。

では、これらの原則を採用している結果、具体的にデジタルアーカイブにおいては、どのような問題が生じるのか。日本国内にサーバーがある場合、インターネット上にコンテンツをアップロードすることによって、サーバーにコンテンツを蓄積し、送信する行為に対しては、全て日本の法律が適用される。

これらの行為を法的に考えると、コンテンツのアップロードとサーバーでの蓄積については、サーバーに置かれた段階で複製が行われ、送信の求めに応じて送信が可能な状態になるので、複製権(著作権法第21条)に加えて送信可能

化（第2条第1項第9号の5）が行われたとして公衆送信権（第23条）の問題となる。そして、実際に、送信の要求に対してコンテンツが送信された場合には、公衆送信が行われたこととなり、公衆送信権の問題となる。複製権とは、まさに複製を行う権利で、権利者は独占的に複製を行うことができ第三者が複製を行うことを禁止することが可能である。公衆送信権とは、公衆によって直接受信されることを目的として著作物の送信を行うことができる権利で、公衆送信権の中には、著作物を、自動公衆送信し得る状態にする送信可能化も含まれる。

前述のケースのように、これらの全てが日本国内で行われた場合には、全てに日本法が適用されることになる。従って、他人の著作物を無断でアップロードし、サーバーに蓄積した場合には、それが実際にダウンロードされた事実を確認する事なく、アップロードされて送信の求めに応じて送信することが可能になった時点で、複製権と公衆送信権の侵害となる。

では、これらの行為の一部が、日本にない場合には、どのような問題が生じるのか。これについては、ベルヌ条約の加盟国においてなされるのか、もしくは非加盟国においてなされるのか、によっても問題が異なってくる。ベルヌ条約に加盟していない国においては、ベルヌ条約が要求する著作権法の最低基準を満たしていない場合があり、著作権の侵害が自由に行われてしまう、いわゆるコピーライトヘブンであることもあるからである。

日本のコンテンツが、ベルヌ条約非加盟の国において、無断でサーバーに蓄積され、日本にいるユーザーによってダウンロードされた場合には、非加盟国における行為に対して、日本の著作権を侵害したということではできない。また、ダウンロードしたユーザーが、私的複製の範囲内（第30条）においてそのコンテンツを利用している場合には、このような複製行為についても権利侵害にはあたらないこととなる。もちろん、このような手段でダウンロードしたコンテンツを、新たに、日本からアップロードしたり送信したりする行為を行う場合には著作権の権利侵害となるが、単に私的な範囲において利用している場合には、これは権利侵害行為とはならない。これでは著作権法による著作権の保護を形骸化する可能性がある。よって、このような場合も、非加盟国においてなされた送信行為によって日本におけるユーザーがコンテンツを受信したということをもって、非加盟国における情報発信行為を権利侵害として規制することができないとしても、日本において公衆送信が行われたことをもってして、日本法における公衆送信権の権利範囲となるものであるとする説もある[3]。しかし、このような説が解釈・運用ともに確立されたものではないため、今後、

さらに法の運用に関しての検討が必要とされている。また、もしも、非加盟国における送信行為に関して日本の著作権法が及ぶとしたとしても、いかなる方法で侵害行為に対する差止を行うのかという実効性の面で、不明確な点が多いのが実情であり、このような解釈・運用を採用したとしても課題は残る。

これに対して、送信の場所を基準とする考え方ではなく、受信場所を基準として受信地の法を適用すべきであるという「ボクシュ理論」がある[4]。この理論によれば、前述の例においては、日本法が適用されることとなるため、非加盟国における送信行為にも日本法が適用された結果、送信行為が権利侵害として認定されることとなる。この理論は、権利者の保護を強化するという点において、メリットがある反面で、インターネットのように、サーバー上に一度送信可能な状態におかれたコンテンツは、世界中のどこからでも受信する事が可能となっている場合には、受信地を準拠法とすることによって、権利者は、どこの法律が適用されるのかを予見する事が困難となり、その結果かえって著しく法的安定性を欠く結果を招きかねないという点で問題があり、この理論は採用されていない。

このように、国際法上インターネットにおけるデジタルコンテンツの流通に関して、確固たるルールが確立されていない段階で、デジタルアーカイブが直面するこれらの問題に対して、いかなる法制度を構築すべきなのか。当然、ベルヌ条約の加盟国の増加に伴い、コピーライトヘブンが減少しつつあるというのも事実である。しかし、たとえ全ての国がベルヌ条約に加盟したとしても、各国の法制度が異なるということによる弊害は依然として残る。

というのも、日本のように送信可能化をもってして公衆送信とする法制度は、日本とオーストラリアしかなく、それ以外の国においては、受信行為すなわち、ユーザーがダウンロードすることによって初めて公衆送信が認められることとなるため、単にサーバーにおかれただけではそれを権利侵害と認定することができない。従って、国際的な制度の違いによって、権利侵害行為として認定される段階、そしてそれらの侵害の有無が異なってくる。

## （2）解決のための方法

このように法的には非常に不安定な状態ではありながら、デジタル化はどんどん進展し、インターネットを通じたコンテンツ流通は、加速度的に増大している。言うまでもなく、インターネットにおけるコンテンツ流通においてはそのサーバーがどこにあるか送信地・受信地はどこかといった属地的な考え方は馴染まない。そういった状況においては、法律に関してもコン

コンテンツ流通に関する「場所」に関する新しい概念の構築が必要となってくる。

具体的には、既存のアナログのコンテンツを含んだ著作権に関する条約、またそれを補完する WIPO 著作権条約とは別に、デジタルコンテンツのみを対象としたガイドラインを作成し、その中でインターネットという国境を越えた一つの仮想空間の中でのコンテンツ流通について規定する必要があると考えられる。そのガイドラインの中では、著作権にとどまらずに、IP を通じて世界中に流通するようになった TV 番組としてのコンテンツに関する通信と放送に関する規制、また、海賊版や無許諾利用などに対する刑罰的な制裁についてなどを取り扱うべきである。そして、そこで行為の「場所」とらわれる事なく、インターネットという非属地的な性質を有する空間における著作物の利用行為を、より柔軟に解釈できるような枠組みを構築する必要がある。例えば、利用行為について、日本のような送信可能化権を有していない国においても、送信と受信を関係性のある一つとして捉え権利侵害を特定した上で、送信・受信のどちらにも著作物の保護国における法を適用することのできるような枠組みを構築すべきであろう。そうすることで、送信行為を行った者は、送信行為地においては適法な行為について、受信という結果発生地を基準に法が適用されることによって、権利侵害を問われることとなるが、このような行為者は、通常違法行為であるということについての認識を有しているため、そのような者に対する保護を保障する必要性は低いと考えてよい。そして、法の適用と同時に、それらの侵害が認定された際に、差止のような救済行為の実効性を確保するための執行制度についても確保する必要がある。

#### (3) 著作者人格権

続いて、著作者人格権について検討する。著作者人格権とは、著作者がその著作物に対して有する人格的利益の保護を目的とする権利である。日本法では、公表権（著作権法第18条）、氏名表示権（第19条）、同一性保持権（第20条）が保護されている。このような人格権 = Author's Right の概念は、創作者を尊重するという視点に立つ大陸法的な概念であって、著作物は、創作者の人格の現れであると考えられるから、その人格的利益を保護する目的で定められている。従って、著作物を勝手に公表したり、創作者の氏名を表示しなかったり、内容に勝手に手を加えたりすることは、創作者の人格的利益を侵害するものとして、創作者は、人格権侵害行為に対して、差止め請求権といった強力な権利行使を行う事が可能となる。

著作者人格権に関して、デジタルアーカイブとの関係では、主に問題となるのは、同一性保持権である。同一性保持権に基づき、著作者は、

著作物を意に反して変更、切除その他の改変を禁止することができる（第20条1項）。このことから、デジタルアーカイブにおいては、アーカイブされた著作物の利用の弊害となる可能性がある。また、アーカイブする際の著作物の改変や変更を禁止するという意味で、コンテンツの蓄積における弊害ともなりうる。これらについては、予めコンテンツの収集またはアーカイブへの蓄積段階で、契約による人格権の不行使特約を結ぶという方法を取ることによって、実務的処理がなされている場合が多い。しかし、人格権という非財産的な権利について、不行使特約を結ぶ契約の有効性については議論がなされているところで、現行著作権法上、確実な手段であるとする事はできない。

更に問題なのは、著作権を、出版権 = copyright を中心として捉えるアメリカ法においては、同一性保持権の概念がない（実際は、ベルヌ条約に加盟する際に、著作者人格権の規定を設けている。しかし、一部の視覚芸術の著作物に関するものに限定されている）。従って、改変行為についてはフェアユースの概念によってより柔軟性のある利用が許されている。日本においてもフェアユース規定の導入についての検討が文化庁の審議会などでなされているため、フェアユース規定が設けられ、それに伴いフェアユースが認められた際の人格権に対しても権利制限が付される可能性はある。しかし、現行の著作権法のもとで、インターネットを通じた流通を前提としたデジタルアーカイブを通じて、アメリカにおいて改変されたコンテンツを日本でダウンロードし、更にそれを改変する行為に関しては、どのような法の適用があるのかについては、前述の属地主義の問題と同様に、今後検討しなければならない問題として残されている。

#### (4) 解決のための方法

現時点では、デジタルアーカイブにおける同一性保持権に関しては、個別のシステムにおいて、コンテンツごとに著作者が主張する同一性保持権に適用する DRM を付す、または一定の範囲での改変について許諾を得るなどといった権利者との個別の対応を採用する必要があるだろう。また、フェアユースの概念が導入される場合には、日本法においてアメリカと全く同じフェアユースの適用がなされるわけではなく、フェアユースとして認定されるための基準が明確にされる必要がある。

## 4. 時間の概念における法的問題

### (1) 保護期間の問題

次に、「時間」の概念に対応するものとして、保護期間の問題について考える。著作権は、各国によって異なる保護期間を設定しており、日本では、著作者の死後50年（第51条）、映画の著作物に関しては公表後70年（第54条）

が保護期間として規定されている。もしも、保護期間が満了していた場合には、その著作物はパブリックドメインとなり、作者の許諾なく自由に利用する事が可能となる。デジタルアーカイブに関して言えば、パブリックドメインとなることで、それらの著作物は自由にアーカイブされることが、理論的には可能となる。しかし、現実的には、そのような状況にはないのが実情である。それらの著作物を管理する遺族であったり財団があったりする場合は、著作物がパブリックドメインとなった後も、利用料やライセンス料などの支払いを要求して来る場合も少なくない。例えば、画家のミュシャは、既に著作権は消滅し、パブリックドメインとなっているが、ミュシャの財産を管理する団体によって、画集やイラストとしての利用に対して、ライセンスビジネスが成り立っている。

このような慣習としての「権利」は、アーカイブについても、著作権法で保護されないとしても確固たる既得権益として実質的に保護されているのが実情である。例えば、福澤諭吉に関する資料についてアーカイブする場合には、著作権の保護期間にないとしても多数の関係者との利害関係が必要となる〔5〕。論理的には、それはもはや著作権の問題からは離れているが、そのようなコンテンツの収集と利用に関して、利害関係者の許諾を得ることは非常に大きな意味を有しているため、適切な処理を行わなければならない。

このように、パブリックドメインになっている場合においても、利害関係者（もしくはその実体はともかく利害関係者であるという自覚のある人）に対して、許諾を得るという作業がアーカイブ構築においては必要となっている。

#### （2）裁定制度

そして、言うまでもなく、当然著作権の保護期間内にある著作物の権利者に対しては、利用許諾を得る必要が生じる。しかし、そもそも、著作権は、無方式主義を採用している。つまり特許とは異なり登録をする事なく、創作と同時に権利が発生する。従って、誰が権利者であるのか、ということが不明確である場合が極めて多い。特に、社会学的な分野において資料として利用される写真、またはメモなどに関しては、誰が創作者なのか、そして、いつ創作されたのかについても明確にすることが非常に困難な場合が多い。そのような場合であっても原則的に無許諾で利用することは、権利侵害となってしまうため、作者が不明な場合には当該著作物を利用できず、結果として著作物の利用に大きな弊害となる可能性がある。このような弊害を解消するために、現行著作権法においては、著作者不明等の場合の裁定制度（第67条）が設けられている〔6〕。この制度によれば、文化庁長官の裁定を受け、補償金の供託を行うこと

により、文化庁長官が著作権者に代わり許諾（了解）を与えることで適法にその著作物の利用ができる。しかし、その要件は、了解を得て利用する意思があるにも関わらず、「相当な努力」を払っても、「著作権者が誰だか分からない」、「著作権者がどこにいるのか分からない」、「亡くなった著作権者の相続人が誰でどこにいるのか分からない」といった場合として極めて厳格であるため、過去にも30件のみしか認定されていない。

今後は、このような裁定の要件を緩和することによって、より制度を活用しやすくする必要がある。また、デジタルアーカイブの促進のためには、前述のように、著作権法におけるフェアユースの概念の導入が必要となってくるであろう。裁定制度もしくはフェアユースによって、無許諾で著作物を利用されていた著作者に対しては、著作権に報酬請求権的な性質を付与すべく法改正を行うことによって、事後的な救済が可能となる。

#### （3）保護期間の経過によるコンテンツの扱い

また、コンテンツの保護期間終了後のアーカイブにおける扱いについても、今後は検討しなければならない。通常、著作権に基づいて、当初、デジタルアーカイブに蓄積されたコンテンツの利用の方法などが決定される。しかし、時間の経過とともに、保護期間の終了したコンテンツは、パブリックドメインでありながらも、デジタルアーカイブの中では、著作権の保護期間内にある著作物と同じように保護が与えられてしまう可能性がある。これは、それらのパブリックドメインにある著作物を過度に保護する事に繋がり、結果として、権利者とユーザーのバランスを著しく欠くような結果を生じさせてしまう可能性もある。強いては、それらの影響によって、デジタルアーカイブの発展自体の弊害になりうる可能性もある。

従って、今後、デジタルアーカイブの中で、当初は保護期間内にありながら、パブリックドメインになった著作物をどのように扱うのか、に関してもきちんと議論する必要がある。例えば、課金を行っているコンテンツであれば、それらの料金を下げることや、DRMを解除するなど、技術的な側面から、それらの有効な利用方法について検討する必要がある。

#### （4）各国で異なる保護期間

最後に、保護期間に関しては、日本は通常のコンテンツに対して50年の保護期間を設定しているのに対して、アメリカは、70年の保護期間を設定している。これによって、アメリカ法においては、まだ著作権の保護期間内にありながらも、日本においてはパブリックドメインとなっている著作物が発生することになる。このようなコンテンツをいかに扱うべきであるの

か、例えば、そのようなコンテンツを日本でデジタルアーカイブに蓄積して、アメリカのユーザーがダウンロードした場合、前述の属地主義との関係では、どのように処理することが妥当なのか。このような問題についても、まだほとんど議論がなされていないのが実情である。従って、これらの問題についても、国際的に明確なルールを作成する必要性が高まっている。

## 5. まとめ

本論文では、デジタル時代の著作権法制度に関して、デジタルアーカイブを中心として、法制度における「場所」と「時間」という視点から検討した。

今回検討したこれらの法的課題は、決してデジタルアーカイブに特有の問題ではなくデジタル化に伴って生じた主要な法的論点である。しかし、デジタルアーカイブを軸としてこれらの法的課題について検討することによって、デジタルアーカイブが現行の著作権法が直面している法的課題のほぼ全てを包含していることが明らかとなり、デジタルアーカイブに関する法的研究の重要性と、その対象としての意義が明確になった。

また、本論文ではこれらの法的課題について個別の解決策を提示することを試みたが、同時に法制度論というその性質上、一個人の論文により解決策を提示し、即座に問題解決にあたるのが困難であることは言うまでもなく、当然、提示した解決策が将来的に採用されるとしても、それまでには多大なプロセスを必要とし、それまではデジタルアーカイブに関する法的問題は解決しないままに残されてしまう。

そのように、著作権法制度がそれ自体としてデジタルアーカイブが直面する問題について、迅速かつ確定的な解を与える事が出来ない場合に、これらの問題に対してどのような対応をするべきなのか。このような現状に対しては、いくつか、著作権法とは別の新しいシステムを構築するという試みがなされている。その既存の法制度とは別の枠組みの代表的なものとして、スタンフォード大学のローレンス・レッシング教授が提唱したクリエイティブ・コモンズ [11] のような、著作権の利用方法に関する著作権者による意思表示システムを挙げることができる。このような新しい枠組みは、デジタルアーカイブに蓄積されたコンテンツの利用に関する問題解決に対して、有効に機能することもある。しかし、クリエイティブ・コモンズのようなシステムにおいても、それが人格権のないアメリカにおいて生まれたシステムであり、同一の意思表示に対して各国の著作権法が適用されることによる課題が残されていること。それらの利用に際する明確な基準がないこと、さらに、この意思表示システムが法的にどのような効力を有

するのかについても未知数であることなど、沢山の課題が残されている。つまり、このような新しい試みですら、デジタルアーカイブの直面する法的問題に対する解決方法を提示するどころか、同様に同じ問題に直面しているのである。

従って、デジタルアーカイブと法制度おける問題については、このような新しい取り組みも含めて、技術的な側面からの問題解決の可能性に合わせて、今後の課題として取り組みたい。

## 参考文献

- [1]TRIPs 協定 (英語条文)  
[http://www.wto.org/english/docs\\_e/legal\\_e/27-trips\\_01\\_e.htm](http://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/27-trips_01_e.htm)
- [2]パリ条約 (英語条文)  
[http://www.wipo.int/treaties/en/ip/paris/trtdocs\\_wo020.html](http://www.wipo.int/treaties/en/ip/paris/trtdocs_wo020.html)
- [3]ベルヌ条約 (英語条文)  
[http://www.wipo.int/treaties/en/ip/berne/trtdocs\\_wo001.html](http://www.wipo.int/treaties/en/ip/berne/trtdocs_wo001.html)
- [4] WIPO 著作権条約 (英語条文)  
[http://www.wipo.int/treaties/en/ip/wct/trtdocs\\_wo033.html](http://www.wipo.int/treaties/en/ip/wct/trtdocs_wo033.html)
- [5] 作花文雄「詳解著作権法(第3版)」206,p520
- [6] John H .Jackson “The World Trading System.Law and Policy of International Economic Relations”second dition,at160(The MIT Press,1997)
- [7]上記[5]p664
- [8]J.A.L.Sterling, 'World Copyright law', 2<sup>nd</sup> ed, pp406-413, Sweet and Maxwell, 2003
- James J.Facett and Paul Torre,ams, 'Intelctual property and private international law', pp504-505, Caarendon Press Oxford, 1998
- [9]福澤デジタルギャラリー  
[http://project.lib.keio.ac.jp/dg\\_kul/fukuzawa\\_tbl.php](http://project.lib.keio.ac.jp/dg_kul/fukuzawa_tbl.php)
- [10] 著作者不明の場合の裁定制度  
[http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/c-l/results\\_past.html](http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/c-l/results_past.html)
- [11]Creative commons  
<http://www.creativecommons.jp/>